

居宅介護支援利用契約書

指定居宅介護支援を利用するに当たり、重要事項の説明及び重要事項説明書の交付を受けて、下記のとおり契約を締結します。

(契約の目的)

第1条 社会福祉法人斉慎会（以下「事業者」という。）が運営する西之島の郷居宅介護支援事業所は、要介護認定を受けた利用者（以下「利用者」といいます。）に対し、介護保険法その他関係法令に基づき、指定居宅介護支援を提供します。

(契約期間)

第2条 本契は、契約締結日から要介護認定の有効期間満了日までとします。ただし、契約期間満了日以前に利用者が要介護・要支援状態区分の更新の認定を受け、要介護・要支援認定有効期間の満了日が更新された場合は、更新後の要介護・要支援認定の満了日をもって契約期間の満了日とします。

2 契約期間満了の7日前までに、利用者又は利用者代理人から書面による契約終了の申し入れがない場合には、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

3 本契約が自動更新された場合、更新後の契約期間は、期間経過の翌日から更新後の要介護・要支援認定有効期間の満了日とします。

(居宅サービス計画作成の支援)

第3条 事業者は、次の各号に定める事項を介護支援専門員等に担当させ、居宅サービス計画の作成を支援します。

- (1) 利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族に面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握します。
- (2) 当該地域における指定居宅介護支援事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者及びその家族に提供します。また、求めに応じ複数のサービスおよび、特定の事業所に偏らない公正中立に事業所の紹介を行い、利用者にそれらの選択を求めます。
- (3) 提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
- (4) 居宅サービス計画の原案に位置付けた居宅介護支援等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料について利用者及びその家族に説明し、利用者から居宅サービス計画書への署名または同意を受けます。
- (5) 居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護（生活援助中心型）を位置付ける場合は、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準により、当該居宅サービス計画を市町村に届け出ます。
- (6) その他、居宅サービス計画作成に関する必要な支援を行います。

(居宅介護支援の内容)

第4条 事業者が行う居宅介護支援の内容は以下のとおりです。

- (1) 要介護・要支援認定等の申請代行
- (2) 居宅サービス計画の作成
- (3) 居宅サービス計画作成後の管理
- (4) サービス事業所および医療機関との連絡調整
- (5) 介護保険施設への紹介
- (6) 地域包括支援センターおよびその他の関係機関との連携
- (7) サービス担当者会議の開催
- (8) その他、介護保険制度に関する相談、援助

(介護支援専門員)

第5条 事業者は、介護保険法に定める介護支援専門員を、利用者への居宅介護支援サービスの担当者として任命します。

2 利用者は、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当者である介護支援専門員の氏名および連絡先を、当該病院又は診療所に伝えるものとします。

(経過観察・再評価)

第6条 事業者は、居宅サービス計画作成後、次の各号に定める事項を介護支援専門員等に担当させます。

- (1) 利用者及びその家族と随時、連絡を取り、経過の把握に努めます。
- (2) 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- (3) 利用者の状態について定期的に再評価を行い、状態の変化等に応じて居宅サービス計画変更の支援、要介護認定区分変更もしくは要介護新規申請の支援等の必要な対応をします。

(居宅サービス計画の変更)

第7条 利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、又は事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって居宅サービス計画を変更します。

(給付管理)

第8条 事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理表を作成し、静岡県国民健康保険団体連合会に提出します。

(要介護・要支援認定等の申請に係る援助)

第9条 事業者は、利用者が要介護・要支援認定等の更新申請及び状態の変化に伴う区分変更および要介護新規の申請を円滑に行えるよう利用者を援助します。

(サービス提供の記録)

第10条 事業者は、居宅介護支援の提供に関する記録を作成することとし、これをこの契約終了後5年間保管します。

- 2 利用者は、前項の期間内、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録を閲覧できます。
- 3 利用者は、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録の複写物の交付を受けることができます。
- 4 第12条第1項から2項の規定により、利用者又は事業者が解約を文書で通知し、かつ、利用者が希望した場合、事業者は、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書面を作成し、利用者に交付します。

(秘密保持・個人情報の保護)

第11条 事業者及び介護支援専門員は、正当な理由がない限り、その業務上知り得た利用者又は、その家族の秘密を保持する義務を負います。

- 2 事業者は、介護支援専門員その他の従業員が退職後、正当な理由なく在職中知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じます。
- 3 介護支援専門員は、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、その家族の個人情報を用いる場合は当該家族から文書による同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者又はその家族の個人情報を使用できません。

(利用料金)

第12条 事業者が提供する居宅介護支援に対する料金規定は「重要事項説明書」のとおりです。

(契約の終了)

第13条 利用者は、事業者に対して、文書で通知することにより、いつでもこの契約を解消することができます。

- 2 利用者、家族および代理人が事業者との信頼関係を損なう特別な事由にあたることを行った場合は、事業者は文書で通知することにより直ちにこの契約を解消することができます。
- 3 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。ただし、終了事由が発生し、契約が終了したにもかかわらず、事業者が行ったサービスの対価は利用者がこれを支払います。
 - (1) 利用者が小規模多機能型居宅介護もしくは、看護小規模多機能型居宅介護と利用契約を結んだ場合。
 - (2) 認知症対応型共同生活（短期利用は除く）又は特定施設入居者生活介護に入居した場合。
 - (3) 利用者の要介護・要支援認定区分が、非該当（自立）もしくは事業対象者と認定された場合。
 - (4) 利用者が介護医療院への入院または介護保険施設へ入所した場合。
 - (5) 利用者が死亡した場合。
 - (6) 利用者が事業者のサービス提供地域外へ転居した場合。

(賠償責任)

第14条 事業者は、サービス提供に当って故意又は過失により、利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

ただし、利用者又はその家族等に故意又は過失が認められ、かつ利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、損害賠償額を減ずることができるものとします。

- 2 事業者は、自己の責めに帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。
 - (1) 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合。
 - (2) 利用者が、サービスの実施のため必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合。
 - (3) 利用者の急激な体調の変化等、事業者が実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合。
 - (4) 利用者が、事業者及び従業員の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合。

(身分証携行義務)

第15条 介護支援専門員等は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者やその家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

(苦情処理)

第16条 事業者は、利用者又はその家族からの居宅介護支援に関する相談、苦情等に対する窓口を設置し、迅速かつ適切に対応し、サービスの向上及び改善に努めます。

- 2 事業者は、利用者が苦情申立てを行った場合、これを理由としていかなる不利益な扱いもいたしません。
- 3 利用者は、介護保険法令にしたがい、市町村及び国民健康保険団体連合会等の苦情申立機関に苦情を申し立てることができます。

(緊急時の対応)

第 17 条 事業者は、現にサービスの提供を行っているときに、利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医又は協力医療機関に連絡をとるなど必要な措置を講じます。

(善管注意義務)

第 18 条 事業者は、利用者より委託された業務を行うに当っては、法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもってその業務を遂行します。

(代理人)

第 19 条 利用者は、自らの判断により本契約に定める権利の行使と義務の履行に支障を生じるときは、代理人または法定代理人をもって本契約の締結を行うことができます。

2 代理人は、利用者の代行者として、本契約に定める権利の行使と義務の履行を代理して行うものとします。

3 代理人において、本契約上の代理人としての義務の履行が不可能または著しく支障をきたす事由が生じた場合、利用者は新たな代理人を選定し、事業者に通知しなければなりません。

(裁判管轄)

第 20 条 この契約に関する紛争の訴えは、利用者の住所地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

(契約外事項)

第 21 条 この契約に定めない事項については、介護保険法令その他諸法令に従い、誠実に協議します。

(協議事項)

第 22 条 この契約、苦情等に関して問題が生じた場合は、第 1 条記載の目的のため、当事者が互いに信義に従い、誠実に協議したうえで解決するものとします。

(虐待の防止に関する措置)

第 23 条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止のため、責任者を設置する等の必要な体制整備を行うとともに、サービス従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じます。

(自然災害時の事業継続)

第 24 条 事業者は、自然災害発生時でもできる限り事業が継続できるように、委員会の設置、指針の整備、研修および訓練の実施等、必要な措置を講じます。

(感染症への対策および事業継続)

第 25 条 事業者は、感染症が発生およびまん延しないように、また、発生時でもできる限り事業が継続できるように、委員会の設置、指針の整備、研修および訓練の実施等、必要な処置を講じます。

※本契約の締結及び本書の交付については、「説明・契約・同意確認書」により確認します。